

所得税法施行令第 217 条第 1 項第 1 号の 2、第 3 号又は第 4 号及び法人税法施行令第 77 条第 1 項第 1 号の 2、第 3 号又は第 4 号に掲げる特定公益増進法人であることの証明書

法人の主たる事務所の所在地	熊本市中央区新町一丁目 3 番 8 号
法人の名称	学校法人熊本 YMCA 学園
代表者の氏名	理事長 吉本 貞一郎
法人の目的又はその設置する学校	専修学校熊本 YMCA 学院

上記の法人は、所得税法施行令第 217 条第 1 項第 4 号及び法人税法施行令第 77 条第 1 項第 4 号に掲げる法人であることを証明する。

平成 24 年 8 月 14 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

